

## 価格安定課 NEWS

### 「四半期払」から「月払」 補てんへ変更になります。

#### BSEに関連した対策

肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定対策事業は、従来「四半期ごと」に平均売買価格（又は平均推定所得）を算定し、生産者補給金（又は肥育牛補てん金）を交付してきましたが、国は、BSEの影響により厳しい状況が続いている肉用牛経営の現状を踏まえ、両事業の補てんの単位を今年4月より、「四半期払」から「月払」へ変更することになりました。

これにより、交付対象牛の販売等の報告を今まで以上に短期間でお願いすることになりますので協力を願います。

#### 1. 対象事業名

- (1) 肉用子牛生産者補給金制度
- (2) 肉用牛肥育経営安定対策事業(マル緊事業)

#### 2. 変更する内容

「四半期払」から「月払」補てんへ

#### 3. 変更の時期と期間

- (1) 肉用子牛生産者補給金制度  
今年4月より「1年間」の期間限定
- (2) 肉用牛肥育経営安定対策事業(マル緊事業)  
今年4月より継続的に実施

### 肉用牛生産者の皆さんへ(お願い)

肉用子牛制度及びマル緊事業の個体登録申込書に家畜個体識別耳標(10桁)番号を記載する際は、10桁全ての数字を確実に記載されるようお願いします。

(耳標にはチェックアジット機能があり10桁の数字の並びが合わないと入力できません。)

## 平成14年度の保証基準価格等 が決定しました。

### 1. 肉用子牛生産者補給金制度

(1) 保証基準価格等(前年度と同額)

品種区分	保証基準価格	合理化目標価格
黒毛和種	304,000 <sup>円</sup>	267,000 <sup>円</sup>
褐毛和種	280,000	246,000
黒毛・褐毛以外の肉専用種	200,000	141,000
乳用種	131,000	80,000
交雑種・乳	175,000	135,000

(2) 積立金額(前年度と同額)

品種区分	1頭当り積立金額①	①うち生産者負担金額(①÷4)
黒毛和種	9,900 <sup>円</sup>	2,475 <sup>円</sup>
褐毛和種	11,900	2,975
黒毛・褐毛以外の肉専用種	62,300	15,575
乳用種	12,700	3,175
交雑種・乳	6,200	1,550

(注) ①額のうち、国2/4、県1/4を補助。

### 2. 鶏卵価格安定事業

(1) 補てん基準価格(前年度と同額)

176円	規格鶏卵1kg当り
------	-----------

ただし、年度途中において全国基金の補てん基準価格が変更になったときは、同額を変更する。

(2) 1kg当り積立金額(前年度と同額)

2円	うち生産者負担額1円67銭
----	---------------

(注) 2円のうち、県が1/6(33銭)を補助。

### 3. 肥育豚価格差補てん金交付事業

(1) 補てん基準価格(前年度と同額)

400円	規格「上」の豚肉1kg当り
------	---------------

(2) 1頭当り積立金額(前年度と同額)

540円	うち生産者負担額405円
------	--------------

(注) 540円のうち、県が1/4(135円)を補助。